同僚のプラークで肺がん救済

東京●時効事例で東京労災審査官の決定

石綿肺がんに係る、石綿健 康被害救済法の特別遺族年金 (いわゆる時効救済)関係で、 興味深い決定が8月22日、東京 労働保険審査官より出された。

ブレーキライニング製造工場で (研磨) 仕上工として働き、退職 後1985年頃「肺がん」を発症し、 1988年4月に「呼吸不全」により 68歳で死亡した女性に関する 事案である。

昨(2006)年7月13日に遺族が 足立労働基準監督署に対して、 新法による時効救済を求めた が、同署は3か月後の10月13日付 けで不支給決定を下した。

請求時点ですでに治療を受けた医療機関に、カルテもX線写真も検査結果も一切の記録が残されていなかった。

そのため監督署は、「医学的 資料がないため石綿ばく露の証 拠となる医学的所見が明らかで ないため、不支給と決定した」も のである。時効救済事案で、こ のような理由で不支給とされた 数は少なくないものと思われる。

被災者は1955年頃から1965 年頃まで同社で石綿作業に従 事していた、と遺族は記憶してい たが、裏付ける資料がない。

現在の社長のもとで1964~66年頃まで働き、それ以前からいた

ことは確かだが、会社にも、「亡くなった先代(社長の)の時代」の記録がない。社会保険事務所に照会した厚生年金履歴では、1961~1986年の加入が確認できた。遺族の記憶と、先代社長が被災者の家のすぐ裏に工場を建てブレーキライニング製造に事業内容変更した1957年頃からいたのかもしれないという現社長の発言をとって、審査官は、1956年頃から1981年頃までの10年間程度の従事歴があったものと判断した。

従事したのが石綿に曝露する作業であったことは、関係者の間で食い違いはなかった。

元工場長が肺がんで亡くなっていたが、過去健康診断で異常を指摘された人はないという。「私が一番やっているけれど、何ともないし健康ですよ」とは、社長の弁である。

しかし、その社長(Dという)の特化則健診個人票(石綿)の胸部エックス線所見欄に「肥厚?」の記載があったことから、審査官は過去3年間分のDのエックス線写真を借りて、地方労災医員の意見を求めたところ、「両側の胸膜プラークを認めるが、下肺の網状影は確認できず、石綿肺所見は認めがたい」というもので

あった。Dは、1964~1968年頃まで被災者と同様にブレーキライニング製造に携わっており、審査官は、Dの胸膜プラークは石綿曝露によるものと認められると判断。

さらに、「Dと同様の作業に同程度以上 (Dの場合は、営業等の仕事も行っていたため、現場作業は全作業量のうち60%であり、石綿ばく露作業の従事期間も4年間程度である)従事していた被災者は、より高濃度のばく露をしていたものであり、その死因である『肺がん』と石綿ばく露作業の因果関係が強く推認されるものである」とした。

審査官の最終結論は以下の とおりで、参与も全員不支給処分 「取消」相当との意見であった。

「総合的に判断すると、被災者に発症し、死亡原因となった『肺がん』は、石綿兼区被害救済法第2条第1項に定める対象疾病であり、被災者の職歴及び業務内容において、相当程度高濃度の常時石綿ばく露作業への従事期間が10年程度あったことが認められるものである。

医学的因果関係を立証するための医学的資料が死亡診断書以外は全て廃棄されており、被災者に発症した本件疾病について、業務との相当因果関係を直接的に証明することは困難であるが、前記…で詳記したとおり同僚であるDに係る医学的所見からその因果関係が強く推認でき、当審査官は、被災者に発症し、死亡の原因となった『肺がん』と被災者の従事してきたブ

レーキライニング製造作業にお ける石綿ばく露との因果関係を 認めることが相当と判断する。

きわめて道理にかなった判断 と読むことができるのではないだ ろうか。

問題は、この事例で例示され るような、できる限りの可能な調 **査を尽くして救済するという姿勢** をとるのか、本人の医学的資料 が廃棄されてしまってなければ 立証しようがないと不支給決定 をして済ますのかという、姿勢の 問題である。

厚生労働省においては(環境 省や環境再生保全機構等にお いても)、本件を一個別事例に終

わらせずに、同様の姿勢で可能 な調査を尽くして補償・救済につ なげること。及び、認定基準の 要件をこのようなかたちで類推 適用することもできる立場を明確 にして、周知すべきである。

同僚にプラークが見られる場 合だけでなく、同僚ですでに石綿 関連疾患の認定事例が出てい れば、当該作業が一定程度以 上の石綿曝露作業であったこと の証なのであって、このことを重 視して、形式的な医学的要件を、 しかもあくまで本人について求め るのではなく、補償・救済の道を るのではない、mm、 ひろげるべきだというのが ザー・・・ 2 われわれの主張である。

Nさんが亡くなられる前の様子 を奥さんに聞くと、「コタツに座り、 一日中ボーッとテレビを見ている 毎日でした。ずっとイライラしてい た。私が話しかけると、すぐに怒 りだすし嫌味を言うばかりでした。 『座るのも痛い』というので、病 院へ行こうと私が言うと、『痛い目 をするだけ。治れへん』と言われ どうすることも出来ませんでした。 だんだん食べなくなり、おかゆも 食べられなくなっていきました!と のことであった。

昨年8月末、神戸西労働基準 監督署に労災申請を行い、石綿 による肺がんであるとの意見書 と肺がんの悪化に伴う心理的 負荷が原因とされる精神障害事 案であるとの申立書を提出した。 監督署の担当官は丁寧に調査 を行い、通院していた病院の医 師から受診の際のNさんの様子 を聞き、奥さんが紹介した近所 に住んでいる方からも自宅での 様子について聞き取りをした。

そして今年5月末、石綿による 肺がんであるとして休業・療養補 償が認められ、自殺も肺がんの 悪化に伴う心理的負荷による「う つ病|が原因であるとして葬祭 料と遺族年金の支給決定通知 が届いた。

自ら命を絶たざるを得なかった Nさんの心境、その御主人を側 で支えて来られた奥さんの心境 は尋常ではなかったと思う。それ でも、労災の申請作業を通じてご 主人の死と向き合って来られた 奥さんに、笑顔が戻った事 が何よりだと思っている。

(ひょうご労働安全衛生センター)

病苦で「うつ病」から自殺

兵庫●石綿肺がん患者に労災認定

Nさんは、若い頃から建築物 の解体やはつり作業に従事し、 20台半ばからはN土建を立ち上 げて一人親方として建築関係の 仕事をしてきた。そのため石綿 の吹き付けが行われている側所 での作業や、吹き付け石綿建築 物の解体作業にも従事した。

2003年の年末、咳が酷く血痰 も出るようになり入院したところ、 肺がんと診断された。手術を行 い退院したが、生活のために無 理をして働き始めた結果、2004 年12月に再入院することとなって しまった。

年末には退院し、抗がん剤治

療のため通院していたが、だん だんと自宅に閉じ籠るようになり、 2005年3月末に自宅で自ら命を 絶たれた。

ひょうご労働安全衛生セン ターの会員に紹介され、Nさん の奥さんが事務所に来られたの は、20068年の春だった。相談を 受け、かつて一緒に仕事をされ ていた方から作業内容を聞き取 り、神戸医療生協の松村医師に フイルムを診てもらうと 「石綿肺1 型」との意見書をいただき、作業 内容と従事期間そして医学的 所見から石綿による肺がんであ ることを確信した。